



広報

くらっぴい

倉敷市水道局

Kurashiki Waterworks Bureau News

2017

7月

第61号

安全でおいしい水道水を
昼も夜も お送りしています



▲西坂台団地高架水槽

- ◆平成 29 年度水質検査計画を策定しました …P2
- ◆平成 28 年度水質検査結果のお知らせ …P3
- ◆片島浄水場見学のご案内
＜インフォメーション＞ …P4
- ◆水道に関する問い合わせ・連絡先
- ◆小規模貯水槽水道を点検しています

浄水場で作られた水道水は、高台などにある高架水槽や配水池といった水道水をためておくタンクに送られます。そこから水道管を通して皆さんの家庭に送り届けられます。

高架水槽や配水池には、水の量や水圧を調整する機能があり、ここに水道水をためておくことで、皆さんが必要とするときに、十分な量の水道水を安定して送ることができます。

上の写真は、西坂台団地にある高架水槽です。平成25年3月に完成したもので、ステンレス製のタンクを採用し、容量は550㎡です。このほかにも市内には大小合わせて約90の高架水槽や配水池があります。

水道局では、安全でおいしい水道水を24時間いつでも皆さんにお届けできるように施設の整備や改修を行っています。

平成29年度水質検査計画を策定しました

水道局では、毎年、水質検査の適正化とその透明性の確保を目的として、水質検査の項目・地点・回数などをまとめた「水質検査計画」を作成しています。

この計画に基づき、水道水を採水し、片島浄水場内の水質試験センターや現地で検査して、安心して利用していただける水道水をお届けしています。

1 水質基準項目

水道法に基づき、水道局では51項目を検査しています。市内の浄水場と各系統別の15カ所の給水栓(蛇口)から採水し、水質検査をしています。

2 水質管理目標設定項目

水質基準項目以外にも、水道局では24項目について検査をしています。

3 毎日検査

「色」「濁り」「残留塩素」の検査を市内15カ所の給水栓で毎日実施しています。

※詳しい内容は…

毎年3月末までに次の年度の計画を策定し、公表しています。水道局ホームページでの公表に加え、水道局の窓口にも閲覧用冊子を置いてありますので、ご覧ください。



どうして、水道水に塩素を入れないといけないの？



水道水は法律により殺菌のために塩素（次亜塩素酸ナトリウムなど）を入れることが義務付けられています。塩素が水道水に含まれていないと、雑菌が繁殖する恐れがあるため、一定の濃度以上になるように塩素を注入しています。水道水の中に塩素が残っているのは、衛生的に安全な証拠です！

水道水の豆知識

一度沸騰させた水や、浄水器を通した水は、塩素が抜けているため、雑菌やカビが繁殖しやすくなります。

冷蔵庫の自動製氷機や加湿器などの貯水タンクに水を入れて使用する機器の場合、塩素消毒されている水道水を使うのが安全です。

これからの暑い時季、氷を入れた冷たい物が欲しくなりますよね！氷を作るときの参考にしてみてください。



平成 28 年度 水 質 検 査 結 果 のお知らせ

水道水の水質は、合格ラインとなる「水質基準」が水道法によって定められています。現在 51 の検査項目があり、人の健康への安全性を十分に考慮した基準値が設定されています。下の表は、平成 28 年度の水質検査結果から、各水源系統別の年間平均値の結果を抜粋したものです（全ての結果は水道局ホームページに掲載しています）。全ての項目で水質基準を満たしており、検出された項目であっても、水質基準に対してごく微量なので健康への影響はありません。安心して利用してください。



	分 類	項 目	基 準 値	片島系	上成系	福井系	真備系	酒津系	西阿知系
健康に関連する項目	病原生物	一般細菌	100 集落数 /mL 以下	0	0	0	0	0	0
		大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
	無機物質	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.43	0.59	1.99	2.23	0.68	0.56
	金属	カドミウム	0.003mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
水銀		0.0005 mg/L 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
鉛		0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	
ヒ素		0.01 mg/L 以下	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	
水道水が有すべき性状に関連する項目	金属（着色）	銅	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01
		鉄	0.3 mg/L 以下	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		マンガン	0.05 mg/L 以下	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		亜鉛	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	無機物質（味）	塩化物イオン	200 mg/L 以下	29.9	6.4	30.5	11.7	6.1	7.7
カルシウム, マグネシウム等（硬度）		300 mg/L 以下	52	51	107	84	50	49	
有機物（発泡）	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
有機物（味・色）	有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L 以下	0.7	0.5	0.4	<0.3	0.5	0.6	
	蒸発残留物	500 mg/L 以下	150	90	252	162	85	96	
基礎的性状		p H 値	5.8 以上 8.6 以下	7.7	7.2	7.6	7.1	7.3	7.4
		味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
		臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
		色度	5 度以下	<0.5	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

※表中の記号「<」は、その物質が水道水中に存在していても、機器の定量下限値以下であることを示しています。

●問い合わせ先 浄水課 ☎ 465-7314

浄水場見学に行こう！

～片島浄水場見学のご案内～

水道局では、片島浄水場の見学を受け付けています。所要時間は、約 1 時間半で、小学生から大人まで楽しく学べる内容となっています。

川の水が水道水に生まれ変わる様子を見学しませんか？

《内容》

- ・市内浄水場を集中監視している中央監視室の見学
- ・精密分析機器のある水質試験センターの見学
- ・川の水から、水道水を作る浄水施設の見学

《見学申し込み・問い合わせ先》

浄水課（片島町 1000）
☎ 46517314

実験が見られるよ！



大きなろ過池をのぞいてみよう！



INFORMATION

水道に関する問い合わせ・連絡先

水道に関する各種手続きについての疑問・質問などがありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。お問い合わせの際には、お掛け間違いのないように注意してください。

	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島・船穂 真備地区
使用開始・中止、名義変更、 検針、料金、口座振替	水道料金本庁窓口 ☎ 426-3661	水道料金水島窓口 ☎ 446-1611	水道料金児島窓口 ☎ 473-1125	水道料金玉島窓口 ☎ 522-8123
道路からメーターまでの 漏水修繕	水道管理課 ☎ 426-3675	水島営業所 ☎ 446-1636	児島営業所 ☎ 473-1225	玉島営業所 ☎ 522-8153
メーターから蛇口までの 漏水修繕	倉敷市指定給水装置工事事業者			
給水装置工事申請	給水課 ☎ 426-3685			
基幹施設の建設、下水道工 事に伴う水道管移設工事	水道建設課 ☎ 426-3681			
浄水場の管理運営、水道水 の水質	浄水課（片島浄水場） ☎ 465-7314			
営業業務の管理	水道営業課 ☎ 426-3679	水島営業所 ☎ 446-1636	児島営業所 ☎ 473-1225	玉島営業所 ☎ 522-8153
予算・決算、契約、広報、 水道工事の検査	水道総務課 ☎ 426-3655		水道総務課企画検査室 ☎ 426-3654	

※夜間・休日の道路上の漏水は、水道局宿日直室（☎ 426-3660）へご連絡ください。

※水道料金窓口にお問い合わせの際は、「使用水量等のお知らせ」などに書いてあるお客様番号をお伝えください。

小規模貯水槽水道を点検しています

水道局では容量 10m³以下の受水槽を持つ小規模貯水槽水道の巡回点検サービスを行っており、市内を3年で一巡しています。費用は水道局が負担します。

◆期 間 平成 29 年 7 月～平成 30 年 1 月

◆実施地区 ▷倉敷地区の一部

（堀南・笹沖・吉岡・浦田・福井・四十瀬・粒江・藤戸・茶屋町）

▷水島・児島地区の全域

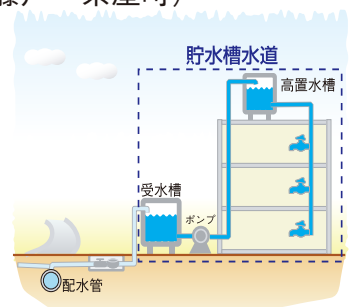
※対象者には事前にお知らせします。

◆点検内容 ▷給水栓（蛇口）での簡易な水質検査

▷水槽の管理などの施設管理状況の点検

◆点検業者 水道局が委託した倉敷市指定給水装置工事事業者

※点検業者は身分証明書を持っていますので、不審に思ったときは提示を求めてください。



●問い合わせ先 給水課☎ 426-3685



広報くらっぴい 平成 29 年 7 月発行 第 61 号

（「くらっぴい」は、倉敷市水道局イメージキャラクターの名前です）

■編集・発行 / 倉敷市水道局水道総務課企画検査室 〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地 TEL 426-3654 FAX 427-7271

■ホームページ / <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/suidou/>

■Eメール / wbadm@city.kurashiki.okayama.jp

広報くらっぴいは年 4 回（1 月、4 月、7 月、10 月）発行しています。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。